

# 法政大学大学院学生研究奨励金給付規程

規定第345号

一部改正	昭和60年 4月 1日	昭和62年 4月 1日
	1993年12月 1日	2012年 4月 1日
	2013年 4月 1日	2016年 4月 1日
		2018年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、大学院学生で優秀な学術研究論文（以下「論文」という。）を発表した者に対して、研究活動を奨励し、学力の向上をはかるため奨励金を給付することについて定める。

(対象者)

第2条 この奨学金の対象者は、本学大学院修士課程又は博士後期課程の学生とする。ただし、当該年度年間休学、秋学期休学をした者は本制度を適用しない。

(対象の論文)

第3条 対象の論文は、本大学院に在学中に執筆し、かつ、在学中の研究成果として刊行されたものとする。

2 過年度において本学生研究奨励金に申請し、本奨励金の給付を受けた論文は、対象外とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は1人3万円を上限に実費支給とする。

(申請)

第5条 この奨励金の給付を受けようとする者は、申請書及び論文を研究科長会議議長に提出するものとする。

(受給者の決定)

第6条 奨励金受給者は専攻の推薦に基づき、研究科長会議で選考を行い、総長が決定する。

2 奨励金受給者の数は原則として毎年1専攻から2名以内とする。

付 則

- 1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年4月1日改正
- 3 昭和62年4月1日改正
- 4 平成5年12月1日一部改正
- 5 2012年4月1日一部改正
- 6 2013年4月1日一部改正
- 7 2016年4月1日一部改正
- 8 この規程は、2018年4月1日から第4条を一部改正し施行する。

(追51)